

京都市外部監査に係る監査委員の事務の取扱いに関する要綱

平成 22 年 3 月 23 日監査委員決定

改正 令和 2 年 3 月、 3 年 3 月、 4 年 6 月

京都市外部監査に係る監査委員の事務の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地方自治法（以下「法」という。）及び地方自治法施行令に定めるもののほか、法第 13 章に規定する外部監査契約に基づく監査に係る監査委員の事務に関する必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において使用する用語は、次項に定めるもののほか、法において使用する用語の例による。

- 2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 包括外部監査 法第 252 条の 37 第 1 項の規定により包括外部監査人が実施する監査をいう。
 - (2) 住民の直接請求等に基づく個別外部監査 法第 252 条の 39 第 12 項、第 252 条の 40 第 5 項、第 252 条の 41 第 5 項又は第 252 条の 42 第 5 項の規定により個別外部監査人が実施する監査をいう。
 - (3) 個別外部監査における包括外部監査準用規定 法第 252 条の 39 第 14 項、第 252 条の 40 第 6 項、第 252 条の 41 第 6 項又は第 252 条の 42 第 6 項をいう。
 - (4) 措置 法第 252 条の 38 第 6 項前段（個別外部監査における包括外部監査準用規定において準用する場合を含む。）の規定による措置をいう。
 - (5) 住民監査請求に基づく個別外部監査 法第 252 条の 43 第 4 項の規定により個別外部監査人が実施する監査をいう。

(公表の形式)

第 3 条 次に掲げる公表は、監査公表の形式により、京都市条例の公布等に関する条例第 6 条本文において準用する同条例第 2 条第 2 項本文の規定及び同条例第 6 条ただし書の規定の例により速やかに行う。

- (1) 包括外部監査の結果に関する報告の公表（法第 252 条の 38 第 3 項）
- (2) 包括外部監査に係る措置の通知に係る事項の公表（法第 252 条の 38 第 6 項後段）
- (3) 住民の直接請求等に基づく個別外部監査の結果に関する報告の公表（法第 252 条の

39 第 13 項及び個別外部監査における包括外部監査準用規定（法第 252 条の 39 第 14 項を除く。）において準用する法第 252 条の 38 第 3 項）

- (4) 住民の直接請求等に基づく個別外部監査に係る措置の通知に係る事項の公表（個別外部監査における包括外部監査準用規定において準用する法第 252 条の 38 第 6 項後段）

（外部監査の結果に基づく意見の公表）

第 4 条 法第 252 条の 38 第 2 項（個別外部監査における包括外部監査準用規定において準用する場合を含む。）の規定により外部監査人の意見が提出されたときは、当該意見を、それが添えられた外部監査の結果に関する報告と併せて公表する。ただし、当該意見を提出した外部監査人から反対の意思が表示された場合その他適当でないと認める場合は、この限りでない。

（住民監査請求に基づく個別外部監査の結果等の取扱い）

第 5 条 住民監査請求に基づく個別外部監査に係る次の事項は、法第 252 条の 43 第 5 項において読み替えて適用される法第 242 条第 5 項に定める事項（以下「住民監査請求に対する監査委員の判断結果」という。）と併せて請求人及び関係のある議会、執行機関又は職員に通知するとともに公表する。ただし、当該監査を実施した個別外部監査人から反対の意思が表示された場合その他適當でないと認める場合は、この限りでない。

- (1) 住民監査請求に基づく個別外部監査の結果に関する報告（法第 252 条の 43 第 4 項）
(2) 住民監査請求に基づく個別外部監査の結果に基づく個別外部監査人の意見（法第 252 条の 43 第 6 項において準用する法第 252 条の 38 第 2 項）
2 住民監査請求に基づく個別外部監査の結果に關し必要があると認めるときは、関係のある議会、執行機関又は職員に意見を提出することがある。
3 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。
4 第 2 項の規定により意見を提出したときは、これを住民監査請求に対する監査委員の判断結果と併せて請求人に通知するとともに公表する。

（措置に係る通知等の要請）

第 6 条 包括外部監査又は住民の直接請求等に係る個別外部監査の結果に関する報告の提出があったときは、当該監査の結果に関する報告が提出された議会又は執行機関に対し、期限を定めて、措置に係る通知又は状況の報告を求めるものとする。

（状況の報告の内容に係る公表）

第 7 条 前条の規定による状況の報告があったときは、その内容を公表するものとする。
2 第 3 条の規定は、前項の規定による公表について準用する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 26 日監査委員決定）

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 29 日監査委員決定）

この要綱は、令和 3 年 3 月 31 日から施行する。

附 則（令和 4 年 6 月 3 日監査委員決定）

この要綱は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。